## 平成十三年法律第百三十七号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の 制限及び発信者情報の開示に関する法律

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の

制限及び発信者情報の開示を請求する権利につ て、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の流通によって権利の侵害があった場合につい

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 き定めるものとする。 信を除く。)をいう。 接受信されることを目的とする電気通信の送 号において同じ。) の送信(公衆によって直 第一号に規定する電気通信をいう。以下この 業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条 れることを目的とする電気通信(電気通信事 特定電気通信 不特定の者によって受信さ 2

される電気通信設備(電気通信事業法第二条一 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供 第二号に規定する電気通信設備をいう。) を

備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定 電気通信設備を他人の通信の用に供する者を 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設

(損害賠償責任の制限) 特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体 のに限る。) に情報を入力した者をいう。 入力された情報が不特定の者に送信されるも 定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に ものに限る。) に情報を記録し、又は当該特 に記録された情報が不特定の者に送信される 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる

人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通第三条 特定電気通信による情報の流通により他 者が当該権利を侵害した情報の発信者である場 の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供 号のいずれかに該当するときでなければ、賠償 ることが技術的に可能な場合であって、次の各 不特定の者に対する送信を防止する措置を講ず 生じた損害については、権利を侵害した情報の 定電気通信役務提供者(以下この項において 信の用に供される特定電気通信設備を用いる特 「関係役務提供者」という。)は、これによって

> れていることを知っていたとき。 よる情報の流通によって他人の権利が侵害さ 当該関係役務提供者が当該特定電気通信に

ことができたと認めるに足りる相当の理由が って他人の権利が侵害されていることを知る による情報の流通を知っていた場合であっ 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信 当該特定電気通信による情報の流通によ

当該情報の不特定の者に対する送信を防止する の発信者に生じた損害については、当該措置が おいて、当該措置により送信を防止された情報 よる情報の送信を防止する措置を講じた場合に 場合であって、次の各号のいずれかに該当する ために必要な限度において行われたものである ときは、賠償の責めに任じない。 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信に

気通信による情報の流通によって他人の権利 当の理由があったとき。 が不当に侵害されていると信じるに足りる相 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電

二 特定電気通信による情報の流通によって自 止措置を講ずることに同意するかどうかを照 者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防 四条において「侵害情報」という。)、侵害さ 利を侵害したとする情報(以下この号及び第 己の権利を侵害されたとする者から、当該権 ない旨の申出がなかったとき。 から当該送信防止措置を講ずることに同意し を受けた日から七日を経過しても当該発信者 会した場合において、当該発信者が当該照会 電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信 を講ずるよう申出があった場合に、当該特定 下この号において「送信防止措置」という。) 者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以 いう。) を示して当該特定電気通信役務提供 れたとする権利及び権利が侵害されたとする |由(以下この号において「侵害情報等」と

(公職の候補者等に係る特例)

第三条の二 前条第二項の場合のほか、特定電気 送信を防止する措置を講じた場合において、当る情報に限る。以下この条において同じ。)の 通信役務提供者は、特定電気通信による情報 生じた損害については、当該措置が当該情報の 該措置により送信を防止された情報の発信者に (選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係 不特定の者に対する送信を防止するために必要

な限度において行われたものである場合であっ 償の責めに任じない。 て、次の各号のいずれかに該当するときは、

賠

されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害 政党等(同法第八十六条の三第一項の規定に政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出 ら当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずるこ 受けた日から二日を経過しても当該発信者か 措置を講ずることに同意するかどうかを照会 害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止 当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵 た場合に、当該特定電気通信役務提供者が、 止措置」という。)を講ずるよう申出があっ を防止する措置(以下「名誉侵害情報送信防 気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信 侵害情報等」という。)を示して当該特定電 定文書図画に係るものである旨(以下「名誉 侵害したとする情報(以下「名誉侵害情報」 う。)をいう。以下同じ。)から、当該名誉を よる届出をした政党その他の政治団体をい 第一項の規定による届出をした政党その他の 衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二 た政党その他の政治団体をいう。)若しくは 職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十 者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公 書図画」という。)に係るものの流通によっ めの活動に使用する文書図画(以下「特定文 動のために使用し、又は当選を得させないた した場合において、当該発信者が当該照会を 六条第一項又は第八項の規定による届出をし て自己の名誉を侵害されたとする公職の候補 特定電気通信による情報であって、選挙運

報に係る特定電気通信の受信をする者が使用 報の発信者の電子メールアドレス等が当該情 ずるよう申出があった場合であって、 提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講 れていない旨を示して当該特定電気通信役務 等をいう。以下同じ。)が同項又は同法第百 条の三第三項に規定する電子メールアドレス 子メールアドレス等(公職選挙法第百四十二 誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電 を侵害されたとする公職の候補者等から、名 書図画に係るものの流通によって自己の名誉 とに同意しない旨の申出がなかったとき。 四十二条の五第一項の規定に違反して表示さ 特定電気通信による情報であって、特定文

> 映像面に正しく表示されていないとき。 する通信端末機器(入出力装置を含む。)

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって ものをいう。以下同じ。) の開示を請求するこ の特定に資する情報であって総務省令で定める 者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者 気通信の用に供される特定電気通信設備を用い 自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号 とができる。 務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信 務提供者」という。)に対し、当該開示関係役 る特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役 のいずれにも該当するときに限り、当該特定電

する者の権利が侵害されたことが明らかであ るとき。 侵害情報の流通によって当該開示の請求を

一 当該発信者情報が当該開示の請求をする者 当な理由があるとき。 場合その他発信者情報の開示を受けるべき正 の損害賠償請求権の行使のために必要である

なければならない。 するかどうかについて当該発信者の意見を聴か場合その他特別の事情がある場合を除き、開示 る侵害情報の発信者と連絡することができない 示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係 開示関係役務提供者は、前項の規定による開

3 行為をしてはならない。 当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する た者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不 第一項の規定により発信者情報の開示を受け

が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者であ 重大な過失がある場合でなければ、賠償の責め 求をした者に生じた損害については、故意又は 開示の請求に応じないことにより当該開示の る場合は、この限りでない。 に任じない。ただし、当該開示関係役務提供者 開示関係役務提供者は、第一項の規定による

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月を超

## 0号) 附 則 抄 (平成二五年四月二六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日 を経過した日から施行する から起算して一月

## 号) 沙附 一則 (令和四年五月二五日法律第四八

(施行期日)

第1480世紀では、公布の日から起算して四年第一条 この法律は、公布の日から超行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、始超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して四年

条の規定 公布の日十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五計法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第三条の規定並びに附則第六十条中商業登

条第一項の改正規定、同法第百六十一条の次 五十七条第四項の改正規定、同法第百六十一 事執行法第百五十六条の改正規定、同法第百 の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民 することの許可を求める申立て」を加える部 秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等に 係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、 等の請求をすることができる者を秘匿決定に 規定(「取消しの申立て」の下に「、秘匿決 及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正 関する法律第二十八条の二第一項の改正規定 分に限る。)、 より閲覧等が制限される部分につき閲覧等を 定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に 一号の改正規定、同法第百六十六条第一項 一条を加える改正規定、同法第百六十五条 第五条中人事訴訟法第三十五条

> 囲内において政令で定める日 囲内において政令で定める日 田内において政令で定める日 田内において政令で定める日

(適用区分)

(政令への委任)